

自由研削といし取替業務特別教育のご案内

平成15年3月3日発行

労働安全衛生法第59条により、事業主には「自由研削用グラインダー等のといしの取替え試運転の業務」に配置する労働者に対して労働大臣が定める特別教育を受講させることが義務づけられ、違反者には同法119条の罰則規定が適用されます。

そこで、当協会では事業者の皆様にかわって、「自由研削用といしの取替または取替時の試運転」の業務に係る特別教育を実施致します。当該業務に携わる貴社従業員のなかに未受講の方がおられましたら、ご参加されるようご指導ください。

尚、自由研削といし等に該当する機種は以下のとおりです。

- 携帯用グラインダー ●床上グラインダー ●両頭グラインダー ●スインググラインダー ●ワゴングラインダー
- 切断機 ●木工機械等に研削といしを取り付けて使用するもの(機械研削盤は除く)等

【募集要項】

開催月日	2019年7月2日(火)(受付8:40~)
会 場	博多中央港湾福祉センター 福岡市博多区沖浜町4-30
受 講 料	会員= 9,000円(受講料7,704円+テキスト代 1,296円) 一般= 11,500円(受講料10,204円+テキスト代 1,296円)
時 間 割	

講習科目	講習時間
関係法令 自由研削用研削盤及びといしの取付け具等に関する知識 自由研削用といしの取付けの方法及び試運転の方法に関する知識 自由研削用といしの取付けの方法及び試運転の方法(実技)	9:10 ~ 16:20

【申込方法】

- (1)『申込書証明書』に所定事項をご記入、押印のうえ、下記書類を添えて当協会までご郵送、若しくはご持参ください。
 - ・自動車運転免許証のコピー、又は個人番号が記載されていない住民票・交付後6ヶ月以内のもの

- (2)以下の方法で受講料をお支払い下さい。

◆銀行振込 下記口座へ、講習1週間前までにお振り込み下さい。
(振込手数料は受講者負担でお願いします)

振込先 : 西日本シティ銀行 赤坂門支店
普通預金 1388163
口座名義 福岡中央労働基準協会

【ご注意】

- ◆受講票は、FAXで送信いたします。一週間前までに届かない場合は、お問い合わせ下さい。
- ◆既納の受講料は返金致しかねますので、予めご了承ください。
- ◆申込書に記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外での利用はいたしませんのでご了承ください。
- ◆日程・会場については、都合により変更・取消しすることもあります。

福岡中央労働基準協会

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル5F
TEL:092-711-9132・FAX:092-731-8839

自由研削といし取替業務特別教育申込用紙・証明書

事業場所在地	(〒 - - -)			
事業場名・証明				
連絡先	TEL	FAX	担当者 係 氏名	
ふりがな 受講者氏名	生年月日		現住所	※受講者番号 修了証番号
	西暦 年 月 日		(〒 - - -)	
	西暦 年 月 日		(〒 - - -)	
	西暦 年 月 日		(〒 - - -)	
	西暦 年 月 日		(〒 - - -)	
	西暦 年 月 日		(〒 - - -)	
講習年月日	2019年 7月 2日			
会場	博多中央港湾福祉センター			
※ 講習者 証明欄	上記の特別教育講習の課程を修了した事を証明します。 2019年 7月 2日 福岡中央労働基準協会長 印			

★ ※の箇所は記入しないで下さい。

★本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、
講習会の目的以外での利用はいたしませんのでご了承ください。

送付先：福岡中央労働基準協会

福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル5F

TEL 092-711-9132 • FAX 092-731-8839